

奈良県立病院機構奈良県西和医療センター

CT装置一式の調達業務

に係るプロポーザル実施要項

1. 適用

本要項は、「奈良県西和医療センター CT装置一式の調達業務」に係る事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 手続き等

(1) 参加申請書の提出

① 提出期限

2024年9月17日(火) 17:00まで

郵送の場合は、期限内に必着であること。

② 提出方法

【様式1】 参加申請書により、担当部署に持参又は郵送すること。

③ 参加資格要件

本提案に参加できる者は、参加申込時点において、次のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 提案する医療機器（同等品含む）は、当機構と同等規模・機能の病院への納入実績があること。
- (イ) 提案書に基づいて信義に従い誠実に業務を遂行できる者であること。
- (ウ) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (カ) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。連携協力企業等があるときは、当該連携企業等の取扱いの全てにおいても同様とする。
- (キ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。また、参加者と協力し、参加者の責任の下に本業務の一部を行うもの（「連携協力企業等」という。以下同じ。）がある場合、当該連携協力企業等の全てにおいても同様とする。
- (ク) 提案書提出時に、奈良県物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者であること。

なお、新たに奈良県競争入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行うこと。

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話 0742-27-8908（直通）

(2) 提案参加申込時提出書類

提案書を提出する者は、次の書類を提出すること。

① 提出書類（提出部数各1部）

(ア) 【様式1】参加申請書

➤ 必要事項を記入し、代表者印の押印等をした上で提出すること。

(イ) 【様式2】実績一覧表

(ウ) 【様式3】会社概要及び会社案内パンフレット

(エ) 直近1年の貸借対照表及び損益計算書【A4用紙】

(オ) コンプライアンス・ポリシー（法令遵守に対する考え方）が記載された書類

② 提案参加資格の結果通知

提案参加資格要件に記載する全ての要件を満たしていない場合は、本提案公募に参加することができない。提案参加申込書を提出した者に対し、提案参加の可否を2024年9月18日(水)までに電話連絡の後、書面にて通知する。

(3) 提案書提出の辞退

参加申込書を提出後、提案書を提出しない（提案公募の参加を辞退する）場合は、

【様式6】辞退届に事業所の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印し、辞退理由も記載の上1部提出すること。

① 辞退届の提出期限と提出先

(ア) 提出期限：2024年9月20日(金) 17:00まで

(イ) 提出先：担当部署まで持参すること。

(4) 担当部署

〒636-0802 奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14-16

奈良県西和医療センター 財務課 管財係（担当：藤岡）

電話番号（代表）：0745-32-0505

Mail： seiwa-zaimuka@nara-pho.jp

(5) 質問の提出

① 質問提出期限

2024年9月17日(火) 17:00まで

上記時間外に送信された質問及び他の手段の質問は一切受付しない。

なお、送信後に到着確認の電話を必ず担当部署にすること。

② 質問書

質問がある場合は、【様式4】質問書を利用すること。

（質問書には押印不要）

(6) 質問書の送付方法と送付先

① 送付方法

【様式4】質問書を、担当部署へメールに添付し送信すること。

件名は「奈良県西和医療センターCT装置一式の調達業務に関する質問書」とすること。

メール送信後、担当部署に受信確認の電話を必ず入れること。

(7) 質問への回答

本提依頼書に関する質問は以下の手続きによる。

① 回答方法

質問に対する回答は、全参加業者に対しメールにて実施する。

② 回答時期

2024年9月18日(水)までに、全ての質問を一括して回答する。

(8) 提案書類の提出

提案書類の提出要領は以下のとおりとする。

① 提出期限

2024年9月20日(金) 17:00 (必着)

② 提出方法

担当部署に持参又は送付すること。郵送の場合は、配送記録が残る形とすること。

- ③ **提案書の形式**
- (ア) 提案書は、インデックス等を用いて、それぞれの区分を明確にした上で、一体のものとして製本すること。
ただし、枚数の制限は特に設けないので、分量によって分冊になることは差し支えない。
- (イ) 1ページ目は提案書表紙とし、会社名を記載すること。【A4用紙】
- (ウ) 2ページ目（1ページ裏面）は白紙とすること。【A4用紙】
- (エ) 提案書の製本には、A4縦型ドッチファイル（メーカーは自由）を使用し、背表紙は、【奈良県西和医療センター CT装置一式の調達業務】と作成すること。

(9) **提案書類及び提出部数**

- ① 提案は1案に限る。
- ② 提案書は、正本1部とその写し9部を提出すること。
- ③ 写し9部のうち1部は製本せずに提出すること。
- ④ 審査が匿名で行われることを再確認の上、提出すること。
- ⑤ 【様式7】見積書、積算内訳書、保守見積書、は正本1部、その写し2部を提出すること。
- ⑥ 【様式7】見積書、積算内訳書、保守見積書の正本1部は、提案書正本に綴ること。
- ⑦ 【様式7】見積書、積算内訳書、保守見積書、の写し2部は封入し、封筒の表に「見積書写し 在中」と朱書すること。

(10) **プレゼンテーションの実施**

- ① 選考過程の一環として、提案書提出締め切り後、別途定める要領により、今回の提案書に従ったプレゼンテーションを別途実施する予定である。
- ② 応募者によるプレゼンテーションは、令和6年9月25日（水）を予定しているが、日時、場所等の詳細については別途連絡する。
ア プレゼンテーションを行う者は3名以内とする。
イ プレゼンテーションに係る想定時間は、説明時間20分、質疑応答10分の計30分程度とする。
- ③ 提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施することとし、当日の資料追加は認めない。
- ④ プレゼンテーションは企画提案書のみで実施し、プロジェクターの使用は認めない。

(11) **選定法等**

- ① 選定にあたっては、当機構が設置する奈良県立病院機構奈良県西和医療センター<CT装置一式の調達業務>選定審査会（以下「選定審査会」という。）において、CT装置一式の調達業務に係る公募型プロポーザル委託事業者選定基準を基に、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の妥当性や参加者の業務実施能力、見積価格などを総合的に評価し、評価の合計点が最も高い提案者を最優秀提案者に選定する。なお、評価の合計点が配点の6割以上でなければ最優秀提案者に選定しないこととする。
- ② 合計点が2番目に高かった提案者を次点者とし、最優秀提案者が辞退した場合は、次点者を最優秀提案者とする。
- ③ 各評価
- ・ プレゼンテーション評価
 - プレゼンテーションを伴う選定委員会の開始時間、開催場所及び詳細については、プレゼンテーションを依頼する際に通知する。
- ④ 審査結果の通知
- ・ 選定結果については、2024年9月26日(木)に提案者全員に文書により通知書を発送する。なお、審査結果の問い合わせについては一切応じないこととする。

(12) 失格

次の事項のいずれかに該当すると認められるときは、失格とすることがある。

- ① 定められた提出期限を過ぎたとき。
- ② 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないとき。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ④ 虚偽の内容が記載されているとき。
- ⑤ 本仕様書の依頼事項を満たしていないと判断したとき。
- ⑥ 審査及びその結果に著しく影響を与えるような行為を行ったとき。
- ⑦ その他、仕様書に違反すると認められるとき。

3. 契約に関する事項

契約に関する条件は、以下のとおりとする。

(1) 発注形態

- ① 医療機器の調達に関しては、売買契約とする。
- ② 契約の形態及び契約の詳細については、最優秀提案者が決定した後、協議の上、決定する。

(2) 本契約の成立

- ① 2. (11)選定方法等により特定した最優秀提案者との契約交渉が成立した場合は、契約相手方として決定し、契約を締結する。
その場合、当該事業者は、速やかに契約が締結できるように手続きを進めること。
なお、その際に当該事業者が提案した内容は、提案依頼書に規程されたものと見なす。
- ② 最優秀提案者との契約が成立しなかった場合には、プロポーザルの評価が次順位である次点者が最優秀提案者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。
なお、当初の最優秀提案者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当でないと当機構が判断した場合及び契約不成立により当機構に著しい障害が生じる場合には、最優秀提案者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

(3) 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しない。

- ① 最優秀提案者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、当機構が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、それに従わなかったとき。

(4) 契約の解除

契約締結後、契約者について(3)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を当機構に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければならない。

なお、(3)の①、③、④及び⑤中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

(5) 契約金額

- ① 契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。
- ② 見積書は、初期導入費（機器本体、周辺機器、工事費）および保守費（納品後、5年目まで保守）を含む形で見積もること。（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- ③ 見積上限金額は300,000千円とし、見積上限金額以内に収めること。（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 契約保証金

地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条の規定による。

(7) 検収

検収については、以下の条件とする。

- ① 検査・検収期間について
 - (ア) 検収又は成果物納品明細書と検収依頼書を受けて、合否判定する。
 - (イ) 判定結果は、納入後2週間以内に通知する。
- ② 作業完了報告書について
 - (ア) 検収合格後、2週間以内に契約相手方は、作業完了報告書を提出する。
 - (イ) 納入期限は、本稼働日とする。
 - (ウ) 成果物には次のものを含めること。
 - ・ 本契約で納入された機器の一覧表（品名、用途、メーカー、型番、主な仕様、設置場所、シリアル番号 等）
 - ・ 機器の仕様（カタログ可）
 - (エ) 作業完了報告書の提出は、検収合格後、2週間以内とする。
 - (オ) 最終検収日（予定）は、本稼働2ヶ月後とする。

(8) 支払条件

最優秀提案者が決定した後、協議の上、決定する。

(9) 保障年数（契約不適合期間）

納品後1年間を契約不適合担保期間とする。ただし、当機構で改造を加えたものは除くものとする。

(10) その他

- ① 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- ② 提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ③ 提案に要する費用は、応募者の負担とする。
- ④ 提出されたすべての書類は、返却しないものとする。ただし、このプロポーザルに係る審査以外には使用しない。また、提出した企画提案書を当機構に無断で他に使用することはできない。
- ⑤ 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例（平成13年3月30日奈良県条例第38号）に基づき公開する場合がある。
- ⑥ 提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とする。
- ⑦ 提案書等の受理後の差替え及び追加・削除は認めない。
- ⑧ 仕様確定後に発生した仕様変更については、契約条項に基づき取扱うものとする。
- ⑨ 受託者の責による機器納入の遅れや品質不適合等によるリスクについては、受託者のリスク負担とする契約とする。
- ⑩ 採択された事業計画・事業提案は、当機構との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

4. 日程

2024年9月10日(火)	公告
2024年9月17日(火)	質問提出締切
2024年9月17日(火)	参加申込締切
2024年9月20日(金)	提案書類提出締切

以上